

大仙市仙北ふれあい公園内小店舗運営事業者募集要項

1 事業の趣旨

大仙市仙北ふれあい公園内小店舗運営事業者募集要項（以下「本要項」という。）は、大仙市（以下「市」という。）が仙北ふれあい公園内に設置する小店舗（名称：ふれあい食堂）において、公園内の文教施設及び運動施設等の利用者への利便性やサービスの向上を図ることを目的とした飲食店（カフェ等）の営業・運営を行う事業者の募集に関して必要な事項を定めたものである。

2 店舗の概要

(1) 所在地 秋田県大仙市堀見内字元田茂木地内（仙北図書館前）

(2) 貸付店舗

面積：6.48㎡

内装：天井・壁 防水ペイント仕上

床面：構造用合板下地防水ペイント仕上

給排水：井戸水（水質検査済み）、浄化槽（浄化槽法第11条検査済み）

既存設備：業務用流し台、手洗器、照明器具、冷蔵庫、換気扇、電源（50A）
作業台、電子レンジ、ガスコンロ台（付帯工事は自己負担）

3 使用許可について

(1) 使用許可の内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により行政財産の使用許可とする。

(2) 使用許可期間等

使用許可日から令和8年11月30日までの2期制とする。ただし、Ⅰ期、Ⅱ期連続して応募可能とする。

Ⅰ期：6月、7月、8月の3ヶ月間

Ⅱ期：9月、10月、11月の3ヶ月間

※許可期間には、開店準備、閉店に伴う原状回復期間を含む

(3) 使用料等

安定したサービスの提供や公益への貢献度を重視するもとし、使用許可期間を試行期間として大仙市行政財産使用料徴収条例第4条の規定により減免する。

(4) 営業許可申請書・営業届

事業者が申請者及び食品衛生責任者とし、保健所へ必要な各種申請を行うこと。

(5) 必要経費等

工事費、備品・消耗品費、光熱水費、通信料、事業者の帰すべき事由により生じた修繕料、清掃・ごみ処理費用等の店舗運営に要する費用は全て事業者の負担とする。なお、光熱水費のうち電気料については、市が設置する専用メーターにより計測した使用量に基づき、市が算出した光熱水費負担金を市が発行する納入通知書により指定期日まで納入すること。

(6) 営業日及び営業時間

使用許可開始から使用許可期間までとし、営業日、営業時間は事業者と市が別途協議の上、定める。また、公園内の運動施設等において大会等が行われる場合は、市が事業者へ開催日等の情報を事前に提供することとする。

(7) 売上報告・管理

売上については、別途定める方法にて市に報告することとする。

(8) 使用許可の取り消し

公用又は公共用に供するため必要が生じた場合は、直ちに使用許可を取り消すことができるものとする。また、事業者が許可に定める事項に違反した場合は、催告をしないで使用許可を取り消すこととする。

(9) 許可期間の変更

使用期間の変更は、市長が特に必要があると認めた場合に限る。事業者の都合による許可期間の変更の場合は2か月前までに書面で申し出ること。

(10) 損害賠償

事業者のその責めに帰すべき事由により市や第三者に損害を与えた場合には、事業者の責任でその損害を賠償すること。

(11) 原状回復

事業者は、使用許可期間が終了したとき、又は使用許可が取り消された場合には、指定期日までに自己の負担により貸付を受けた施設を原状に回復して返還すること。ただし市長が認めたときはこの限りはない。

(12) その他

- ①当該公園敷地内は、大仙市受動喫煙防止対策の指針により禁煙とする。
- ②酒類の販売は行わないこと。
- ③公園内施設利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、騒音、振動、煙、異臭等に十分配慮すること。
- ④事業者は、店舗及びその周辺を適宜清掃し周辺の美化に努めること。
- ⑤事業者は、ごみ箱を店舗の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは事業者が持ち帰り適正に処理すること。
- ⑥営業による事故や苦情等のトラブルは事業者の責任において処理すること。
また、トラブルが発生した場合は、速やかに市に報告すること。

4 事業者の選定で重視すること

(1) 利用者ニーズへの対応

公園内施設を訪れる幅広い年代のニーズに応じた飲食物のメニュー構成であること。

(2) 公園の魅力向上

多くの利用者がある公園であることを了知し、運営に当たっては日常的なサービス向上の努力や環境への配慮を行い公園の魅力向上に努めること。

(3) 賑わいの創出

公園及び公園内施設の特性を考慮し、店舗及び休憩スペースを拠点とした賑わいの創出を図る地域活性化への貢献及びその他提案を行えること。

(4) 店舗運営計画

適正な安全・衛生管理体制及び継続的な店舗運営が可能であること。

(5) 情報発信能力

自らSNS等を活用するなど、創意工夫による集客を図ることができること。

5 応募資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

(1) 管理運営が可能と認められる者（責任者など）がいること。

(2) 食品衛生法に基づく、食品衛生責任者の資格を有する者がいること。また、営業に必要な食品衛生法ほか関係法令に基づく許認可等を確実に取得できるものであること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。

(4) 大仙市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1項又は同条第2項に規定する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 市税に関して納期到来済のもの未納がない者であること。

6 申請手続き等

(1) スケジュール

①公募開始（市ホームページ）	令和8年4月20日（月）
②質問書の受付締切	令和8年4月24日（金）午後5時まで必着
③質問に対する回答	令和8年4月28日（火）
④出店申込書の提出締切	令和8年5月 7日（木）午後5時まで必着

⑤事業者の決定 令和8年5月中旬

⑥使用許可期間開始 令和8年6月上旬

(2) 提出・問い合わせ先

〒014-0805 秋田県大仙市高梨字田茂木10番地
大仙市役所 仙北支所 地域活性化推進室
電 話 0187-63-3003
FAX 0187-63-3015
Mail sb-chiiki@city.daisen.lg.jp

(3) 提出書類

①質問書（様式第4号）

- ・提出期限：令和8年4月24日（金）午後5時
- ・提出部数：1部

②出店申込書（様式第1号）・誓約書（様式第2号）

- ・提出期限：令和8年5月 7日（木）午後5時
- ・提出部数：1部
- ・添付書類

ア 提出者が法人の場合

- アー1) 法人登記簿（履歴事項全部証明書） ※発効後3か月以内のもの。
- アー2) 定款、団体規約 ※以前、提出されたもので変更がない場合は不要。
- アー3) 本社所在地の税務署が発行する納税証明書「その3の3」の写し ※発効後3か月以内のもの。
- アー4) 本市が発行する納税証明書の写し ※発効後3か月以内のもの。ただし、本市に納税義務がない場合は「市税について納税義務がないことの申出書（様式3）」を提出すること。
- アー5) 営業に関する資格、免許の写し
- アー6) その他必要な書類（任意様式）

イ 提出者が個人の場合

- イー1) 住民票の写し ※発効後3か月以内のもの。
- イー2) 本市が発行する納税証明書の写し ※発効後3か月以内のもの。ただし、本市に納税義務がない場合は「市税について納税義務がないことの申出書（様式3）」を提出すること。
- イー3) 営業に関する資格、免許の写し
- イー4) その他必要な書類（任意様式）

7 事業者の決定

提出された出店申込書等を精査し、必要に応じてプレゼンテーション・ヒアリングを実施して事業者を決定する。なお、事業者決定後の辞退はできないものとする。

審査結果は、5月中旬に郵送にて送付する。

8 決定の取り消し

事業者決定後、事業者が応募資格を喪失した場合、その他市が出店者にふさわしくないと判断した場合には、事業者の決定を取り消すことができる。

9 その他

(1) 本要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大仙市財務規則
その他関係法令の定めるところによる。

(2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

【 参考 】 大仙市仙北ふれあい公園周辺施設の利用状況（令和7年度）

(1) 仙北図書館（入館者数）	32,257人
(2) ふれあい体育館（利用者数）	32,704人
(3) 健康広場（利用者数）	972人
(4) 屋内ゲートボール場（利用者数）	4,259人
(5) 仙北球場（利用者数）	9,725人
(6) テニスコート（利用者数）	5,857人
(7) 多目的人工芝グラウンド（利用者数）	36,700人